

# 村営住宅入居者募集

## 1 募集団地・規格

野沢温泉村

・中尾第2団地 3号 (平成元年建設) 1戸

木造2階建 3DK (64.8㎡)

家賃月額 13,600円～

・中尾第4団地 A棟1号 (平成5年建設) 1戸

木造2階建 3DK (74.20㎡)

家賃月額 16,200円～

・中尾第4団地 B棟2号 (平成6年建設) 1戸

木造2階建 3DK (78.34㎡)

家賃月額 17,300円～

## 2 募集期間及び受付場所

令和8年6月8日(月) ～ 6月22日(月) 午後5時まで

役場1階 建設水道課 移住定住係 (持参もしくは郵送とし当日必着)

## 3 入居可能予定日 令和8年7月8日(水)

## 4 家賃月額等

(1) 入居時の家賃は収入月額に応じて決定されます。

入居者の収入月額 0～158,000円 (収入月額は、所得額より扶養控除等控除後の金額)

(2) 敷金は、入居時の家賃月額の3か月分となります。

## 5 申し込み資格

(1) 現に同居し、または同居しようとする親族がある者。

(これから同居しようとする者は、それに係る証明書を添付。)

※ 入居者が60歳以上の場合等、単身入居ができる場合があります。

(2) 収入が基準範囲内 (収入月額158,000円以下) であること。

ただし、政令第6条第1項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては、月額214,000円以下とします。申込書に入居予定者全員《中学生以下を除く》の所得・課税・扶養の状況を証明する書類を添付してください。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

(市町村営など他の公営住宅入居者は、申し込みができません。)

(4) 村税等徴収金の滞納がない者。

(5) 村内に住所を有する者もしくは有しようとする者、または勤務先を有する者。

(6) 暴力団員等反社会勢力団体に所属でない方。(同居予定者も含む)

## 6 申込方法

下記の書類を移住定住係へ提出してください。

- ・ 村営住宅入居申込書
- ・ 住民票（入居予定者全員分）※免許証のコピーまたはマイナンバーカードのコピー可
- ・ 所得、課税、扶養の状況を証明する書類（入居予定者全員分）
- ・ 現在住宅に困っている理由書

## 7 その他

(1) 入居者の決定は、住宅に困窮している実情に応じ選考し、応募者多数の場合は抽選となります。

(2) 抽選の日時及び場所

令和8年6月25日（木）午後2時（受付午後1時30分から）

役場1階 101会議室

(3) その他

抽選会に欠席の場合は落選となり、村営住宅入居の申込自体が無効となります。

なお、抽選会への申込者以外の方の代理出席は可能です。

村営住宅は、公営住宅法に則って運営されており、特に住宅に困窮する方、低額所得者等が優先して入居となります。

## 8 問い合わせ先

役場 建設水道課 移住定住係      電話 0269-85-3113（代表）

(様式第1号村営) 村 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 年 月 日

野沢温泉村長 様

申込者氏名

印

下記のとおり村営住宅へ入居を申し込みます。

この記載事項が事実と相違する場合は、入居の資格を取り消されても異議を申しません。

記

住 所	電話番号 ( ) -												
勤務先	所在地 フリガナ 名 称	電話番号 ( ) -											
	フリガナ 氏 名	続柄	性別	生年月日	職業	所得額 円	扶養控除等						
							控配	扶養	老人	障害	特障	老年	寡婦(夫)
名義人		本人					/	/	/				/
入居 しようとする者							/	/	/				/
							/	/	/				/
							/	/	/				/
同居 以外の 扶養 親族							/	/	/				/
							/	/	/				/
							/	/	/				/
計	人						人	人	人	人	人	人	人

単身で入居する場合の事由(単身の方は該当事項の○をしてください。)

ア	60歳以上の者	イ	生活保護法の被保護者・中国残留邦人等の自立支援を受けている者
ウ	一(ア)配偶者暴力防止等法3条3項3号または5条の規定関連	ウ	一(イ)配偶者暴力防止等法10条1項の規定関連
エ	一(ア)身体障害者( )級(該当1~4級)	エ	一(イ)精神障害者( )級(該当1~3級)
エ	一(ウ)知的障害(該当:療育手帳の交付決定を受けたもの)	カ	戦傷病者( )項症( )款症
カ	原爆被爆者	キ	海外からの引揚者で5年未満のもの
ク	ハンセン病療養所入所者	ケ	特に村長が必要があると認めたもの

住宅に困っている状況(該当事項に○をし、所要事項も記入してください。)

1	住宅以外の建物に居住している。 [ 倉庫・事務所・その他 ( ) ]
2	保安上危険または衛生上有害な状態にある住宅に居住して [ 老朽住宅・仮設住宅・その他( ) ]
3	他の世帯と同居しており、生活上の不便を受けている。 [ 間借り・その他( ) ]
4	住宅がないため親族と同居できない。 [ 別居親族 住所 ]
5	正当な立退き要求を受けている。 [ 都市計画・区画整理・家主の使用・その他( ) [ 立退期限 ( ) 年 ( ) 月まで ]
6	勤務が困難である。 [ 通勤経路の概略 ( ) ] [ 通勤時間(片道) 徒歩 ( ) 分、バス ( ) 分、電車 ( ) 分、自動車 ( ) 分、その他( ) 分 ]
7	高額家賃を支払っている。 [ 家賃月額 ( ) 円 ]
8	結婚後の住宅がない。 [ 婚姻予定 ( ) 年 ( ) 月 ]
9	その他 [ ( ) ]

現在の住居の状況(該当事項に○をしてください。)

1	持家(自己所有)	2	公営住宅	3	借家(民間・社宅・その他)				
4	借間	5	寮	6	下宿	7	親族の家(親・その他)	8	その他( )

添付書類

- ① 住民票(免許証のコピーでも可)
- ② 所得・課税・扶養の状況を証明する書類(入居予定者全員分)



## 村営住宅入居に関する留意事項

入居にあたっては次の事柄を、入居者決定後に改めてお知らせしますが、特に8、9については、ご理解いただいたうえで申し込みをしてください。

### 1 現地案内

- (1) 村営住宅見取り図参照（別紙）

### 2 入居の手続き

- (1) 保証人の連署のある誓約書を提出してください（様式第4号）
- (2) 敷金を納入してください（決定家賃の3か月分）
- (3) 入居者全員の氏名、年齢、職業を照会してください（様式第13号）  
※上記については、すべて決定のあった日から10日以内に手続きをしてください

### 3 家賃

- (1) 家賃は収入に応じ法律に基づいて算出します（様式第8号の1）
- (2) 家賃は月末までに納入願います（1か月に満たない場合は日割り計算）
- (3) 家賃の口座振替を希望される場合はお申し出ください（口座振替依頼書）
- (4) 家賃を3か月以上滞納した場合は住宅の明け渡しを請求します

### 4 入居予定日

令和8年7月8日（水）

### 5 入居者の負担するもの

- (1) 照明器具（各部屋、食堂等）、ガス器具
- (2) 電気、ガス、水道及び下水道、CATV使用料（電気契約量は30A）
- (3) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (4) 雪おろしや排雪等に要する費用
- (5) 畳の表替え、襖の張り替え、破損ガラスの取り替え等軽微な修繕に要する費用
- (6) 給水栓、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (7) その他村長の指定する費用

※前入居者から照明器具等寄付されたものがある場合があります

### 6 届出等

- (1) 村営住宅を滅失または毀損したときは届け出してください（様式第11号）
- (2) 村営住宅を引き続き15日以上使用しないときは届け出してください  
（様式第12号）

- (3) 村営住宅を他人に貸したり権利を譲渡したりすることはできません
- (4) 村営住宅に新たに同居させようとする者があるときは届け出てください  
(出生、未成年の養子縁組、臨時の家事使用人を同居させるとき等)
- (5) 村営住宅を住宅以外に使用してはいけません  
(ただし、村長の承認を得たときは当該村営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる)
- (6) 村営住宅の模様替えや増築をしてはいけません  
(ただし、村長の承認を得たときは可能です)

## 7 住宅管理員

建設水道課長	小林 和哉
移住定住係	丸山 ゆき乃
移住定住係	栗田 則子

## 8 中尾区への居住について

村営住宅入居者には、中尾区の自治会活動にご理解をいただき、できる限り協力や参加（区への加入など）をお願いします。

中尾区民となった場合の主な活動内容等は、次のとおりです。

- ①祭礼、運動会等のイベントへの参加
- ②区で行う共同作業への参加
- ③道路清掃等公共物の維持管理
- ④区費（中尾区費、野沢組組費）の納入
- ⑤共同浴場の維持管理及び温泉費の納入 など

## 9 その他、必ず守っていただきたいこと

- (1) 村営住宅の入居は、できる限り住宅取得のステップとしてください
- (2) 冬期間以外は塀（板）を外してください
- (3) 冬期間は屋根の熱ヒーターを入れてください（設置してある住宅に限る）
- (4) 住宅を明け渡すときは、畳の表替え、襖、障子の張り替えは短期間の入居であっても必ず行ってください。また、ハウスクリーニングは業者に委託してください
- (5) ペットは飼育できません
- (6) 野焼きはやめてください
- (7) 市町村営など他の公営住宅入居者は、村営住宅入居者募集の申し込み資格がありません

## 10 問い合わせ先

野沢温泉村役場 建設水道課 移住定住係（電話0269-85-3113）

# 村営住宅位置図

中尾団地 2 戸、中尾第 2 団地 5 戸、中尾第 3 団地 2 戸、中尾第 4 団地 1 2 戸

至 飯山



- 1 🏠
- 2 🏠
- 募集物件 3 🏠
- 4 🏠
- 5 🏠

中尾第 2 団地  
豊郷4437

中尾団地  
豊郷4431-2

- 🏠 2
- 🏠 1

1 2  
🏠 🏠 中尾第 3 団地  
豊郷4429-16

中尾第 4 団地

- 4 3 2 1  
🏠 🏠 🏠 🏠 A 棟

募集物件

豊郷  
4442-9

- 3 2 1  
🏠 🏠 🏠 B 棟

募集物件

豊郷  
4442-10

- 3 2 1  
🏠 🏠 🏠 C 棟

豊郷  
4442-11

- 1 2  
🏠 🏠 D 棟

豊郷  
4442-1

# 村営住宅 中尾第2団地

連絡先 野沢温泉村 建設水道課 移住定住係

0269-85-3113

所在地	野沢温泉村大字豊郷4437 〒389-2502	
建設年度	平成元年 完成 平成元年12月19日入居開始	
構造	木造2階建(長屋式) 2棟 5戸	
施設内容	住 宅 3DK 1戸64.8㎡ 部 屋 1階-洋室1部屋 2階-洋室2部屋 トイ レ 公共下水道(洋式便器 1) 連絡先:野沢温泉村 建設水道課 上下水道係 0269-85-3113 電 気 連絡先:中部電力ミライズ株式会社 0120-921-691 ガ ス LPガス 連絡先:ながの農協 野沢ガスセンター 0269-85-3144 水 道 公共上水道 連絡先:野沢温泉村 建設水道課 上下水道係 0269-85-3113	
家 賃	月額13,600円~ (所得により家賃を決定) 敷金 入居家賃3ヶ月分 (退去時に返金)	

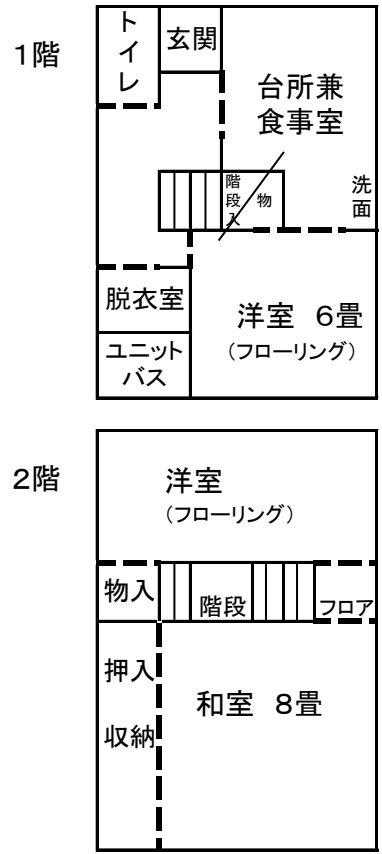
## 配 置

道 路

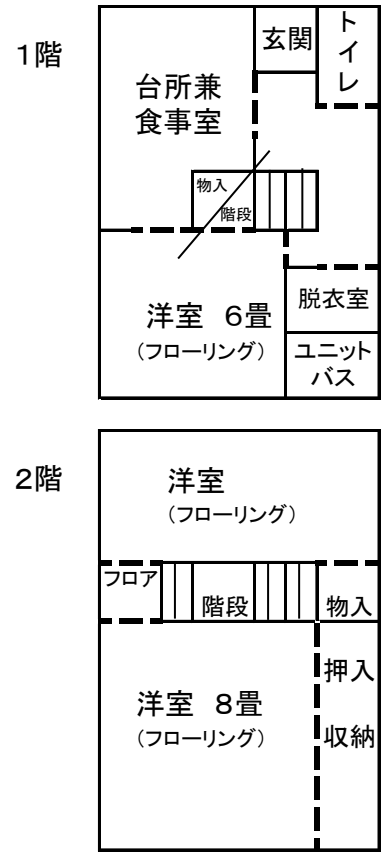


## 間 取 り

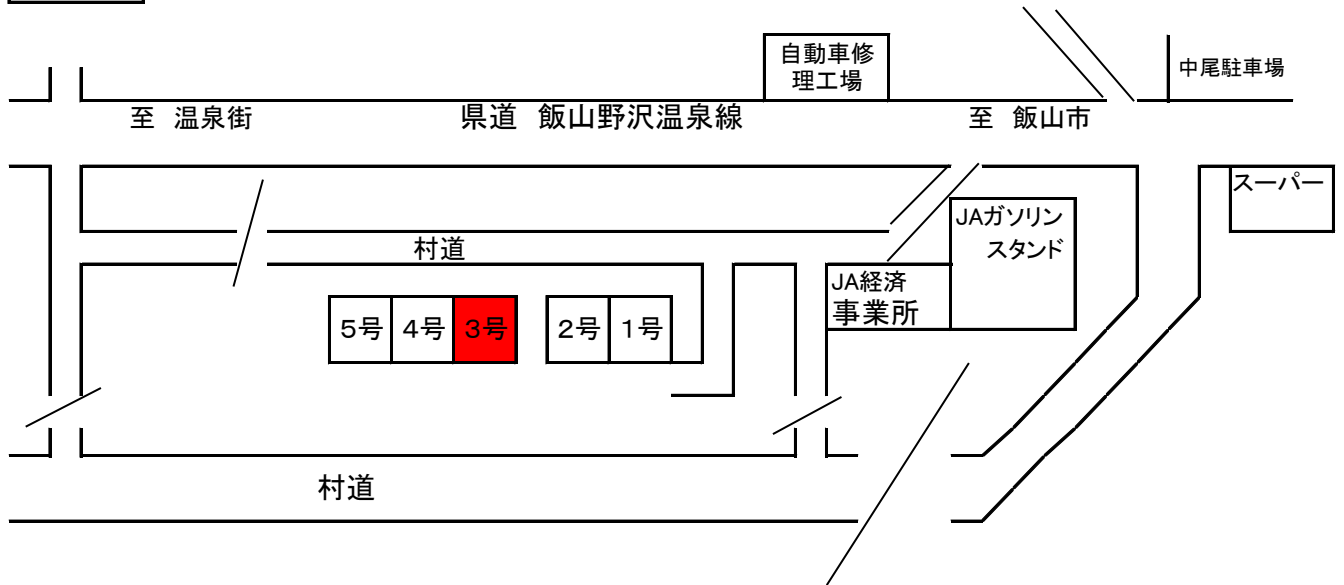
Aタイプ (4号)



Bタイプ (3号)



付近案内



内 部



玄関から内部



1階洋室



キッチン



浴室




2階洋室

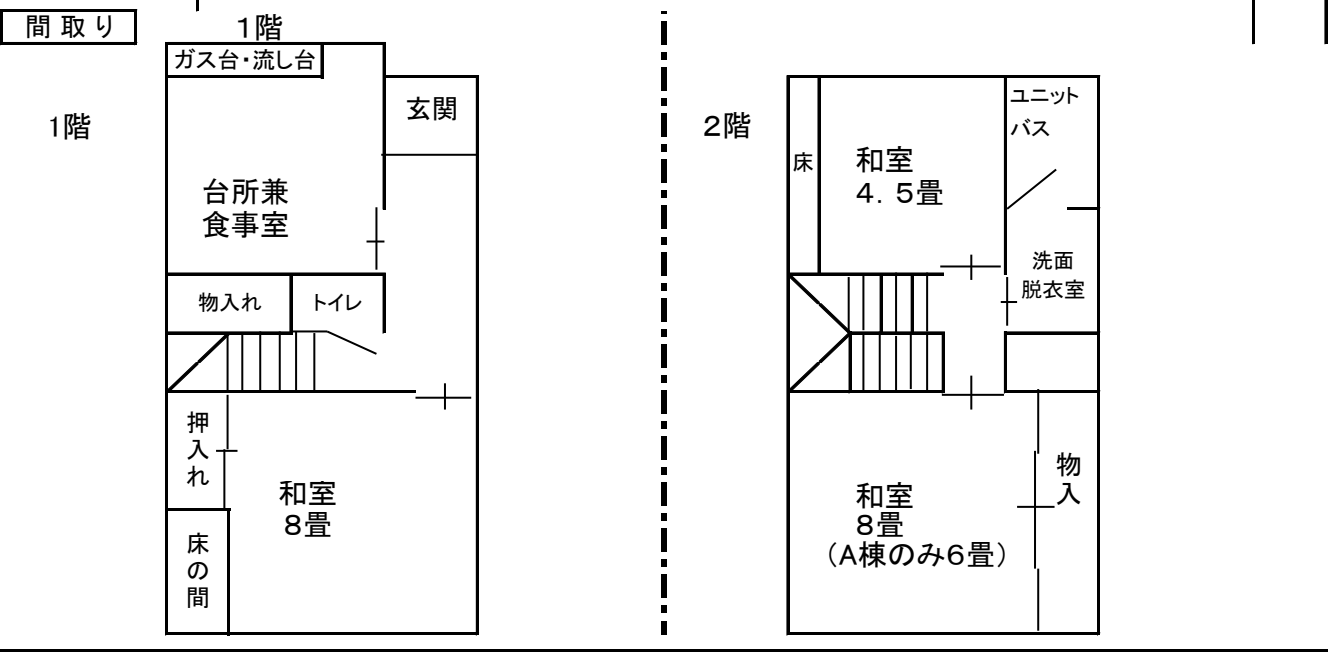
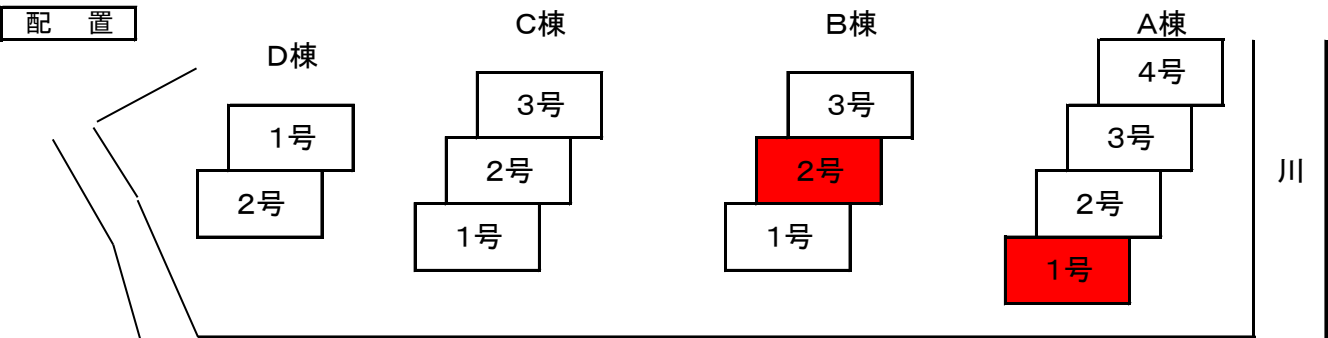


2階洋室

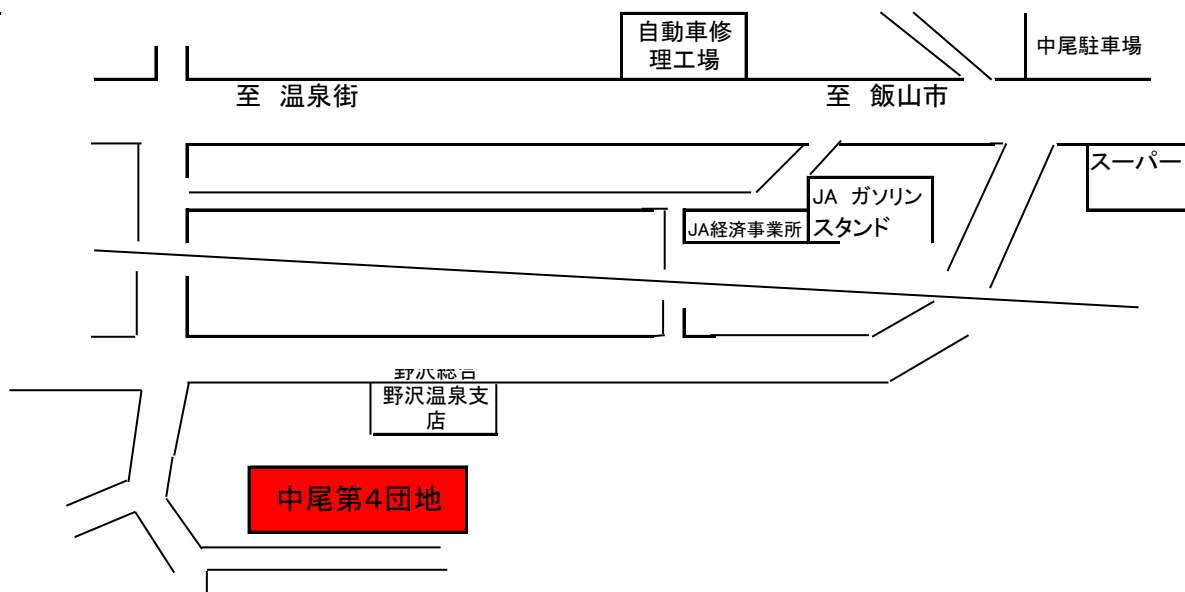
# 村営住宅 中尾第4団地

連絡先 野沢温泉村 建設水道課 移住定住係  
0269-85-3113

所在地	A棟-野沢温泉村大字豊郷4442-9 B棟-野沢温泉村大字豊郷4442-10 C棟-野沢温泉村大字豊郷4442-11 D棟-野沢温泉村大字豊郷4442-1	〒389-2502	
入居開始	A棟-平成5年12月入居開始 B棟-平成6年12月入居開始 C棟-平成7年12月入居開始 D棟-平成10年1月入居開始		
構造	木造2階建(長屋式) 4棟 12戸		
施設内容	住宅 3DKY(3室と台所兼食事室,浴室) 1戸74.20㎡~78.38㎡ 部屋 1階-和室1部屋(8畳) 2階-和室2部屋(8畳、4.5畳)、A棟は(6畳、4.5畳) トイレ 公共下水道(洋式便器 1) 連絡先:野沢温泉村 建設水道課 上下水道係 0269-85-3113 電気 連絡先:中部電力ミライズ株式会社 0120-921-691 ガス LPガス 連絡先:ながの農協 野沢ガスセンター 0269-85-3144 水道 公共上水道 連絡先:野沢温泉村 建設水道課 上下水道係 0269-85-3113		
家賃	月額16,200円~ (所得により家賃を決定) 敷金 入居家賃3ヶ月分 (退去時に返金)		



付近案内



内部



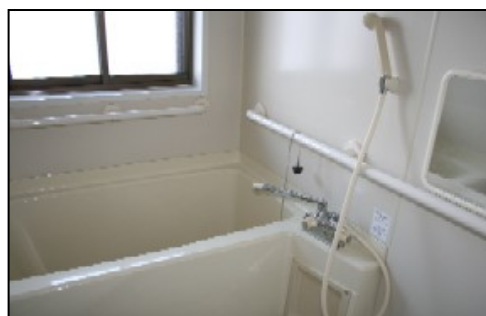
玄関から内部



1階 和室(8畳)



1階 台所兼食事室



2階 浴室(ユニットバス)



2階 和室(4.5畳)



2階 和室(8畳)